

「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定を作成する上での留意事項」の一部改正（案）

平成 20 年 12 月 12 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則</p> <p>投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」という。）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社及び同条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。）及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等（以下「投資信託委託業者等」という。）は、正会員の業務運営等に関する規則第 3 条を遵守するため社内規定を設けることとし、投資信託委託業者等の受託者責任の重要性に鑑み、利益相反取引その他不適切な取引を防止し、もって投資信託に係る業務の公正性・信頼性を確保するため、特に株式等の運用・調査に關与する役職員等が自己の計算で株式等の取引を行うことについて、次に掲げる必要事項を定めた社内規定を作成するものとする。</p> <p>・社内規定作成に関する遵守事項</p> <p>1．対象範囲 （1）～（2） （略）</p> <p>2．管理体制 投資信託委託業者等は、株式等の運用・調査等に關与する役職員等が行う株式等の取引が適正なものかどうかを審査するため、社内に管理責任者を置くものとする。 また、管理責任者自身が株式等の取引を行う場合についても、適正な管理のため必要な手続きを定めるものとする。</p> <p>3．取引時の規制</p> <p>（1）事前承認 株式等の運用・調査等に關与する役職員等が株式等の取引を行うにあたっては、所属部長及び管理責任者による（2）の審査の上、管理責任者の事前の承認を得なければならない。 （注）株式累積投資に係る取引の場合には、当該取引口座開設時及び契約内容変更時（投資額や銘柄の変更、買付の休止・再開等をいう。）並びに売却時に審査を受けるものとする。 （2）及び（3）において同じ。</p>	<p style="text-align: center;">「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定を作成する上での留意事項</p> <p>投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」という。）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社及び同条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。）及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等（以下「投資信託委託業者等」という。）は、正会員の業務運営等に関する規則第 3 条を遵守するため社内規定を設ける等の措置をとり対応しているところであるが、投資信託委託業者等の受託者責任の重要性に鑑み、利益相反的な取引その他不適切な取引を防止し、もって投資信託に係る業務の公正性・信頼性を確保するため、特に株式等の運用・調査に關与する役職員等が自己の計算で株式等の取引を行うことについて、次に掲げる必要事項を定めた社内規定を作成するものとする。</p> <p>・社内規定作成にあたっての留意事項</p> <p>1．対象範囲 （1）～（2） （同 左）</p> <p>2．管理体制 投資信託委託業者等は、「株式等の運用・調査等に關与する役職員等」が行う株式等の取引が適正なものかどうかを審査するため、社内に管理責任者を置くものとする。 また、管理責任者自身が株式等の取引を行う場合についても、適正な管理のため必要な手続きを定めるものとする。</p> <p>3．取引時の規制</p> <p>（1）事前承認 「株式等の運用・調査等に關与する役職員等」が株式等の取引を行うにあたっては、所属部長及び管理責任者による（2）の審査の上、管理責任者の事前の承認を得なければならない。 （注）株式累積投資に係る取引の場合には、当該取引口座開設時及び契約内容変更時（投資額や銘柄の変更、買付の休止・再開等をいう。）並びに売却時に審査を受けるものとする。 （2）及び（3）において同じ。</p>

1 「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定を作成する上での留意事項

改正案	現行
<p>承認申請は書面（電磁的方法を含む。）によるものとし、投資信託委託業者等は、申請書の様式（申請日、取扱証券会社名・取引口座名、銘柄、数量、売買の別を含むもの）審査内容・手続及び承認の有効期限等をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>（２）審査・確認</p> <p>申請者の所属部室長及び管理責任者は、（１）の承認申請を受けた場合には、次の点を審査・確認しなければならない。</p> <p>申請者が次に掲げる者である場合（当該申請者と生計を一にする親族の取引に係る申請の場合も含む。）には、次にそれぞれ記載する株式等の取引でないこと（ただし、（１）における株式累積投資に係る取引の場合及び申請者にとってやむを得ない事情によるもの（例えば、遺産相続により取得するもの及びその後の処分を余儀なくされるもの等）であって管理責任者が承認を行う場合を除く。）</p> <p>イ 信託財産（投資法人の資産を含む。）に係る運用を担当する者（運用担当者） （略）</p> <p>ロ 売買注文の証券会社への発注を担当する者（トレーダー（イに規定する「運用担当者」を兼務する者である場合を含む。））</p> <p>自らが運用担当者から売買執行の一部について判断を委ねられた発注指図を受け、これに基づいて承認申請前の一定期間内に売買した銘柄、及び申請後の一定期間内に売買を予定している銘柄</p> <p>ハ 企業調査を担当する者（アナリスト並びにイに規定する「運用担当者」及びロに規定する「トレーダー」が企業訪問等により企業調査を行う場合の当該者を含む。）</p> <p>自らが調査を担当する企業（その関連会社を含む。）の発行する銘柄</p> <p>この場合、「調査を担当する企業」の範囲は、投資信託委託業者等がその実情に応じ、これを「申請前一定期間（少なくとも１ヵ月以上の期間を定めるものとする。）内に調査した企業」に限定することは差し支えない。</p> <p>（注）上記イ、ロの「一定期間」は、それぞれ３営業日以上の間を投資信託委託業者等が定めるものとする。</p> <p>また、申請者が承認を得た上で取引を行う際に「承認の有効期限」を定めている社にあっては、「申請日」から「有効期限最終日から３営業日以上の日」までを審査する必要がある。</p> <p>～ （略）</p> <p>（３）報告及び事後確認 （略）</p>	<p>承認申請は原則として書面（電磁的方法を含む。）によるものとし、投資信託委託業者等は、申請書の様式（申請日、取扱証券会社名・取引口座名、銘柄、数量、売買の別を含むもの）審査内容・手続及び承認の有効期限等をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>（２）審査・確認</p> <p>申請者の所属部室長及び管理責任者は、（１）の承認申請を受けた場合には、次の点を審査・確認しなければならない。</p> <p>申請者が次に掲げる者である場合（当該申請者と生計を一にする親族の取引に係る申請の場合も含まれることに留意する。）には、次にそれぞれ記載の株式等の取引でないこと（ただし、（１）における株式累積投資に係る取引の場合及び申請者にとってやむを得ない事情によるものであって管理責任者が承認を行う場合を除く。）</p> <p>イ 信託財産（投資法人の資産を含む。）に係る運用を担当する者（運用担当者） （同 左）</p> <p>ロ 売買注文の証券会社への発注を担当する者（トレーダー）</p> <p>自らが運用担当者から売買執行の一部について判断を委ねられた発注指図を受け、これに基づいて承認申請前の一定期間内に売買した銘柄、及び申請後の一定期間内に売買を予定している銘柄</p> <p>ハ 企業調査を担当するアナリスト</p> <p>自らが調査を担当する企業（その関連会社を含む。）の発行する銘柄</p> <p>この場合、「調査を担当する企業」の範囲は、投資信託委託業者等がその実情に応じ、これを「申請前一定期間（少なくとも１ヵ月以上の期間を定めるものとする。）内に調査した企業」に限定することは差し支えない。</p> <p>（注）上記イ、ロの「一定期間」は、それぞれ概ね３営業日以上の間を投資信託委託業者等が定めるものとする。</p> <p>また、申請者が承認を得た上で取引を行う際に「承認の有効期限」を定めている社にあっては、「申請日」から「有効期限最終日から３営業日以上の日」までを審査する必要がある。</p> <p>～ （同 左）</p> <p>（３）報告及び事後確認 （同 左）</p>

改正案	現行
<p>申請者が(2)イに掲げる運用担当者である場合には、申請から取引後一定期間内にファンドにおいて当該申請に係る株式等の売買の必要が生じた場合には、管理責任者の確認を得るものとする。(ただし、(1)における株式累積投資に係る取引の場合を除く。)</p> <p>(注)上記の「一定期間」は、3営業日以上の間を投資信託委託業者等が定めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>申請者が(2)イに掲げる運用担当者である場合には、申請から取引後一定期間内にファンドにおいて当該申請に係る株式等の売買の必要が生じた場合には、管理責任者の確認を得るものとする。(ただし、(1)における株式累積投資に係る取引の場合を除く。)</p> <p>(注)上記の「一定期間」は、概ね3営業日以上の間を投資信託委託業者等が定めるものとする。</p> <p>(同左)</p>
<p>4. 保有期間の制限</p> <p>投資信託委託業者等は、投機的利益の追求を目的とする取引等を防止するため、株式等の保有期間(売却禁止期間)として6ヵ月以上の適切な期間を定めるものとする。</p> <p>(注)申請者及び申請者と生計を一にする親族が同一銘柄を複数回買い付けた場合には、最後に買い付けた日を起算日とする。また、株式累積投資による買付の場合には、原則として初回買付日を起算日とする。</p> <p>ただし、申請者にとってやむを得ない事情(例えば、<u>申請者及び申請者と生計を一にする親族が疾病により生計の維持ができなくなったとき等</u>)による株式等の売却であって、管理責任者の承認を得たものについては、この限りでない。</p>	<p>4. 保有期間の制限</p> <p>投資信託委託業者等は、投機的利益の追求を目的とする取引等を防止するため、株式等の保有期間(売却禁止期間)として6ヵ月以上の適切な期間を定めるものとする。</p> <p>(注)申請者及び申請者と生計を一にする親族が同一銘柄を複数回買い付けた場合には、最後に買い付けた日を起算日とする。また、株式累積投資による買付の場合には、原則として初回買付日を起算日とする。</p> <p>ただし、申請者にとってやむを得ない事情による株式等の売却であって、管理責任者の承認を得たものについては、この限りでない。</p>
<p>5. 禁止行為</p> <p>(略)</p> <p>その他<u>遵守事項</u></p>	<p>5. 禁止行為</p> <p>(同左)</p> <p>その他<u>留意事項</u></p>
<p>1. 記録の保存</p> <p>取引の事前申請・承認、審査内容・チェック事跡、及び違反事実とその対応等に関する記録を保存すること。</p> <p>保存期間については、最低5年以上の間を定めること。</p>	<p>1. 記録の保存</p> <p>取引の事前申請・承認、審査内容・チェック事跡、及び違反事実とその対応等に関する記録を保存すること。</p> <p>保存期間については、少なくとも5年以上の間を定めること。</p>
<p>2. (略)</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成 年 月 日より実施する。</p>	<p>2. (同左)</p>